

2013年4月23日

小川正治

## すべての原発再稼働の阻止を 『季刊ピープルズ・プラン』第61号掲載

連日の福島第1原発の「汚染水」報道である。4月8日茂木経産相は広瀬直己東京電力社長に「現場が苦勞しているのはわかるが、言い訳にはならない」と、机をたたきながら語気を強めたという（『日本経済新聞』。「汚染水」に前後する「ねずみ事件」や「まっ暗ビデオ」など東電の相次ぐ不祥事・不作為は、事件でなく犯罪であることは論を待たない。またそれが東電のみならず、電力事業者の危機管理能力の欠如や隠ぺい体質、そして政府や関係省庁も同根・同体質にあるのでは、と強く意識させるものである。このような、ひとびとの呆れと怒りが政権に向けられることを恐れるからこそ、茂木経産相は語気を荒立て、ポーズとしても机をたたかざるをえなかったのではないだろうか。東電問題、原発問題は、安部政権の根底を崩しかねないアキレス腱であるともいえる。

### 国会事故調への妨害

さて今年2月7日各紙は『虚偽説明「建屋内真っ暗」』と大ウソをついて、国会事故調の調査妨害をしたと報じた。そして12日の衆院予算委員会に参考人として出席した東電広瀬社長は、「誠に申し訳なく思っている」と陳謝した。しかし「(説明した) 担当者は建屋内を暗いと思いこんでいた」という、誰もが二重のウソとしか感じない説明でその場を繕い、事態の鎮静化を図った。この「真っ暗」事件について振り返ってみよう。

昨年7月5日国会事故調査委員会の「報告書」が出された。その中で事故原因の技術的究明の最重要課題として「地震動に起因する重要機器の破損の可能性」を調査検討している。そして東電の協力企業の複数の社員から「1号機の原子炉建屋4階で出水があった」と聞きとった。その内容は次のような臨場感にあふれる生々しいものであった(2012年1月18日と2月13日に別々に聴取。「報告書」228ページ)。

「B氏によれば、地震の揺れが激しくなったので、B氏は全員にその場に止まるよう大声で指示した。(中略) 水はB氏の右横の上方から「畳のような形でジャット」きた。B氏は「それをかぶったら終わりだ」と思い、皆に「逃げろ!」と叫び、自身も(中略)他の社員とともに地上まで駆け下りた。急いで逃げたので、水の量や、水が冷たかったか熱かったか、蒸気を伴っていたかいなかったか、などはわからないという。」

「一方、A氏は、B氏の「止まれ!」の指示を耳にしたものの、ICタンクと格納容器の間に逃げ込み、近くにあった配管の取っ手にしがみついて揺れに耐えていたが、「逃げろ」の声がしたので、その声の方(B氏の方)を見たら、斜め45度ぐらいの角度で、水

が上の方から「バーッと」出てきたのが見えたので、慌てて（中略）階段を駆け下りた。」

このように、地震直後に1号機4階部分でジャッとするぐらいの大量の出水があった。そしてこの4階にはIC（非常用復水器＝1号機が備えていた電源なしで動く緊急炉心冷却装置）用大型タンク2基が設置され、複雑なIC用配管が取り回されている。一方5階は、使用済み燃料プールの上で、プール水が地震によって激しく揺れて4階部分に流れ落ちた可能性も否定できない。したがってこの出水が、地震によるIC用配管の損傷による可能性とプールの溢水の可能性がある中で、その原因究明を一步でも進めるため国会事故調は、ある程度の被ばくを覚悟してでも4階を実地調査したいと東電に申し入れた。

「しかし、原子炉建屋内には照明がなく昼間も真っ暗であること、水素爆発によっていたるところにがれきが散乱しているうえ大物搬入口のような開口部もあって非常に危険であること、東電としては従業員に余計な被ばくをさせたくないのだから当委員会の調査には同行できないこと、などを伝えてきた。熟考の末、当委員会は原子炉建屋内調査を断念した」と「調査書」は記述している。その後昨年7月に「報告書」を国会に提出して、調査委員会は解散している。

## 原発の耐震脆弱性

福島第一原発事故の翌3月12日、原子力安全・保安院（当時）は1号機の格納容器内の圧力が一時「8.4気圧」と発表した。これを聞いて、バブコック日立の元原子炉設計技術者であった田中三彦氏（後に国会事故調委員）は、格納容器の設計は事故時でも「4気圧」が限度であることから、配管の損傷があったのではと思ったとのことである（『ニューズウィーク』2011年3月30日号）。そして最初に水素爆発を起こした1号機の圧力容器は、水位も圧力も急激に低下（運転時は70気圧が約8気圧に）の一方、圧力容器の外側にある格納容器の圧力は上記のように設計上の限度値の約2倍にまで上がったという東電の公表データから、いずれの現象も配管が地震によって激しく揺れて破損し、その破損箇所から高温高压の冷却材（水または水蒸気）が猛烈に噴出したのではないかと、事故当初から「原発中枢構造の耐震脆弱性」を指摘し続けてきた（例えば『世界』2011年5月号）。これは東電が報告し、保安院が追認する「想定外」の津波による例外的な事故とするいわゆる“津波原因説”と真っ向から対立する。だからこそ田中三彦氏が国会事故調の委員に選ばれ、事故原因の技術的究明の任を担ったと言える。

もし地震で原発本体の装置や配管などに損傷が生じ、それが重大事故を引き起こしたということになれば、設計や製作、工事や運転まで含めて、すべてにわたる根本的な見直しを行う必要が生じる。そして全原発の運転停止と総点検、また見直された設計基準による改修や改築、さらに多くの原発の廃炉という事態をまねきかねない。

何としても事故原因を外部（例えば津波による電源喪失）や周辺部（例えば非常用発電機や燃料タンクの損傷）、また人為的手順や判断のミスなどに押し付け、原発本体（機器や

配管や安全システムなど)には指 1 本触れさせないというのが、電力事業者・規制当局・機器メーカーや建設業界・学者など原発推進派の一貫した基本戦略ではなかったか。そして例えば奈良林直北海道大学教授は、「格納容器内の高圧の配管が破断する冷却材喪失事故と呼ばれるような事象は全く起こっていません」、「国会事故調の報告書はほとんど技術的な分析になっていないと思います」、「国会事故調の記述は、非常に意図的に“結論ありき”で報告書を書いているようにしか見えません」などと日本原子力文化振興財団 (JAERO) の機関紙 (2012 年 9 月 6 日) に書いている。JAERO は原子力の平和利用についての知識の普及・啓発を行い、原子力についての不安や疑問を解消させるために 1969 年に設立された、原発推進、「安全神話」の普及広報機関 (中部電力元副社長が現理事長) である。そして奈良林教授は、ストレステスト意見聴取会委員の時も「利益相反」委員として市民団体から厳しく追及された人物であるが、現在は JAERO の非常勤理事を兼務している。また今春愛媛県の原子力安全専門部会委員にも任命されたが、「中立性に欠ける」として市民団体が任命撤回の申し入れを行っている。

### 企業防衛と事実の隠ぺい

事故原因の究明には徹底的な現場調査が必須である。しかし圧力容器内及び格納容器内の放射線量は極めて高く、直接検査が出来るまでには数年あるいは 10 年以上といった年月が必要といわれている。とはいえ「地震」によるのか「津波」によるのかという「主因」の検証は、可能な限り早期に行うべきである。まして事故現場にいた協力会社社員の「出水」証言などを聴取して、被曝覚悟で現場検証を行いたいとする国会事故調の申し入れは極めて正当であり、ひとびとの声でもある。それを拒む聊かの理由もない。「真っ暗で危険、案内できない」と東電窓口担当の玉井俊光企画部部長 (当時) は答えた。“行くなら勝手に行け”といった恫喝まがいのウソの説明で調査妨害をしたことは、「担当者の思いこみ」では決してないだろう。企業防衛のためには、事実の隠ぺいやウソは許されるという体質やそのことを評価する土壌を背景とした組織犯罪と言えるのではないだろうか。

これは今に始まったことではない。

約 10 年前の 2002 年 8 月、東電の原発 17 基のうち 13 基で機器の点検時に発見されたひび割れなどを隠したりごまかしたりして報告していたことが発覚した。さらにこのうち 8 基の原発ではひびなどの損傷を補修することなく運転を続けていたことも明らかになる。この事実は、2000 年 7 月 GE (ジェネラル・エレクトリック) の子会社の元社員で東電の自主点検業務を担当していた外国人技術者が、通産省 (当時) に実名で送ったいわゆる内部告発に端を発する。そして告發文書の受領翌日には原子力申告調査委員会を開くとともに同日、東電にも口頭で申告内容を照会したという。しかし公表までに 2 年も要した事実について、多くの問題点が指摘されている (詳しくは『検証東電原発のトラブル隠し』原子力資料情報室、岩波ブックレット 2002 年 12 月)。東電と原子力安全・保安院 (当時) の馴れ合い体質の中で事実のみ消しや事件の穏便化を図ろうとしたものの、結果として隠

しきれなかったのである。さらにこの公表直後、保安院は全電力事業者に検査記録の総点検を要請したところ、東電の新たな隠ぺいや他の電力会社でのトラブル隠しが次々と明らかになった。そして翌 9 月初め、東電会長や社長などがこの不正事件の責任をとって辞任することを発表した。この時も隠ぺい・改ざんが「長年にわたり組織的に行われ」たことは認めつつも、事件の背景にある東電の組織体質の改革に踏み込むことなく、事件の幕引きが行われた。

競争のない地域独占、総括原価方式による損をしない財務体質、中央・地方財界の雄としての自負心、政官界を牛耳るロビー活動、「国策原発」の上に胡坐をかく電力会社は、自らの行為は常に「社会正義」であるとの独善体質を持っているのではと疑わざるをえない。そして自らの誤謬は一切認めず、それに疑問を呈したり反論するものは徹底して排除し、排除のためには事実の隠ぺいやウソも許されるといった誤った自意識を持っているのではないだろうか。このような東電や電力会社が真に反省し、自ら改革を成し遂げられるとは到底思えない。電力会社の「解体」を明確に念頭においた問題の追求しかないのではないか。

### **再稼働阻止に向けてなすべきこと**

また、事故原因の究明は終わっていないとわたしたちは認識しているが、原子力規制委員会は、事故調査は「政府事故調報告」を最後に大筋終了し、得られた知見は新規制基準案の中に織り込んだとしている。そして原子力規制委員会は 7 月中旬の施行を前提に現在規制基準案に対するパブリックコメントを求めている（5 月 10 日締め切り）。福島事故の事実を前に絶対安全はないとしながらも、津波主因説を基に、原発本体の設計基準の根本的な見直しは行わず、多重性や多層性の補完的な措置とテロ対策を含むシビアアクシデント（重大事故）対策を加えることによって再稼働を認めようとするものである。しかも伊方・川内など加圧水型軽水炉（PWR）にはフィルター付きベント装置の 5 年間設置猶予を認めようとしている。さらに活断層調査は、予定通りには進まず、敦賀（原電）と東通（東北電）は活断層の可能性が指摘されたものの最終報告に至っていない。大飯も地滑り説の巻き返りで結論はズルズル遅れている。その間の 4 月 16 日、活断層の 3 連動と制御棒挿入時間を争点とした大飯 3・4 号機の運転差し止め仮処分裁判は敗訴した。司法も行政の虜になっている。

いま原子力規制委員会は、大飯 3・4 号機の新基準適合評価を前倒しに実施することで稼働の継続を認めようとしている。伊方や川内原発については、再稼働申請を 7 月に受理し、早期に適合裁定を下すことによって「原発ゼロ期間の回避」を基本戦略にしているように見える。福島第 1 原発事故の原因究明がなされず、また深刻な汚染水対策の見通しがまったく立たない中で、政府、業界、規制当局が一体となった「再稼働の嵐」の到来である。

私たちは今何をなすべきだろうか。「再稼働阻止」の観点から幾つか確認しておきたい。

1. 伊方と川内に全国の力を結集すること。大飯の即時停止を粘り強く求めること。さらに泊、高浜や玄海にも十分注意していくこと。
2. 「防災計画」や「避難訓練」が全く実効性を持たないことを強くアピールすること。
3. 「新規制基準案」のパブコメに積極的に対応し、異議申し立てを行うこと。
4. 福島の現実に改めて向き合い、東電を監視し、抗議行動を適宜展開すること。
5. 規制委員会、電力会社、政府、地方自治体への要請活動や抗議行動を一層強めること。
6. 各地域間の連携や情報交換をさらに強め、迅速な対応を可能にすること。

「再稼働の嵐」に抗して、全ての原発の再稼働を阻止しよう！

おがわ よしはる：プラント技術者の会